



## 港区における「こども誰でも通園制度」の実施

事業名	港区乳児等通園支援給付（私立認可保育所等分）、各地区港区保育室事業、しばうら保育園管理運営		
ここが ポイント	令和8年度から本格実施される、国 の「こども誰でも通園制度」の対象年 齢等を拡大した、区独自の「こども誰 でも通園制度」を開始します。	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時（ <input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続） <input checked="" type="checkbox"/> レベルアップ <input type="checkbox"/> 継続

国は、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の創設に当たり、令和6年度に試行的事業を実施し、令和7年度に制度化しました。

港区では、この制度の本格実施を見据え、区民ニーズ把握などのため、令和6年度から「未就園児の定期的な預かり事業」を試行的に実施しています。

令和7年度  
試行実施の状況

- 区立伊皿子坂保育園 利用者 5人
  - 南麻布みなどこども誰でも通園ルーム 利用者 40人
- \*途中退園者及び追加募集による利用者を含む



令和8年度からは、これまでの試行実施を踏まえた、区独自の「こども誰でも通園制度」を実施します。

## 港区における「こども誰でも通園制度」の実施 概要

対象 以下の①②ともに該当する子ども

- ①生後6か月から3歳に達する年度の年度末までの子ども
- ②幼稚園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に在籍していない子ども

実施施設 区立保育園等 10施設 私立保育園等 10施設  
区立幼稚園 2施設 私立幼稚園 1施設



利用料 無料

利用可能時間 1人当たり月24時間まで

事業開始 令和8年4月

国基準より  
対象年齢が広い！利用可能時間も多い！  
利用料は無料！

問合せ	子ども政策課（子ども政策推進係） 課長：西川（にしかわ） 03-3578-2440	保育課（保育支援係） 課長：宮内（みやうち） 03-3578-2465
-----	---	---